

様式第6号

認証事務の権限が市・町に移譲されている場合は、当該市・町長あてとする。

提出年月日を記載する。

年 月 日

山形県知事 殿

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（特例認定含む）は、従たる事務所を設置している都道府県知事宛にも提出する必要がある。

特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

### 定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

#### 記

##### 1 変更の内容

新旧条文等の対照表は、以下のように作成する。

新（変更後）	旧（現行）
第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 <u>4</u> 人 (2) 監事 <u>2</u> 人	第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 <u>3</u> 人 (2) 監事 <u>1</u> 人

##### 2 変更の理由

役員の数を変更することになったため。

(備考)

- 「変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 定款変更届出書の添付書類
  - ①議事録の謄本1部
  - ②変更後の定款2部

※ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。